



長野県報

4月13日(月)
平成27年
(2015年)
第2665号

目次

告示

地方自治法施行令に基づく母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金の元利償還金の収納事務の委託（こども・家庭課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課） 2

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課） 2

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課） 2

公共測量の終了（建設政策課） 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 3

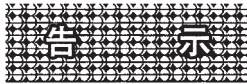
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 4

公告

随意契約の相手方の決定（建設政策課技術管理室） 4

都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課） 4

土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課） 5



長野県告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項及び第32条第1項の規定による貸付金（償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。）の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

こども・家庭課

長野県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
あるふすメンタルクリニック	松本市大手4-7-13	平成27年4月1日
医療法人雨宮病院	佐久市小田切73番地	平成27年4月1日
ファームみらい上牧薬局	伊那市上牧6336-5番地	平成27年4月1日
わかば薬局こさと	上田市古里1927-1	平成27年4月1日

カタクリ薬局

茅野市宮川4438-1

平成27年4月1日

松岡訪問看護ステーション コスモス 松本市寿北二丁目6番2号

平成27年4月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
服部メンタルクリニック	松本市大手4-7-13	平成27年3月20日
伊藤薬局	松本市浅間温泉1-22-5	平成27年3月10日
セキ薬局	松本市蟻ヶ崎3-6-18	平成27年3月20日
カタクラモール田多井薬局	松本市中央4-9-43	平成27年3月24日
ミヤザキ薬局有限会社	長野市篠ノ井二ツ柳2254-4	平成27年3月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第201号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 住宅型有料老人ホーム)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社あすなる	住宅型有料老人ホームホープ	岡谷市山下町二丁目13-10	平成27年4月1日

介護支援課

長野県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
大町市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大町都市計画下水道事業 大町市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年3月11日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第217号、平成9年長野県告示第381号、平成11年長野県告示第238号、平成15年長野県告示第388号、平成19年長野県告示第277号、平成26年長野県告示第160号事業地のうち、大町市大町において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第203号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 2 作業期間
平成26年12月25日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月13日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那箕輪線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡箕輪町大字中箕輪1170番の1地先から 上水内郡箕輪町大字中箕輪字北原1456番の5地先まで	旧	m	km
		16.5～31.5	0.6766
同 上	新	16.5～31.5	0.6766

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 与地辰野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡箕輪町大字中箕輪2134番の33地先から 上水内郡辰野町大字伊那富7452番の1地先まで	旧	m	km
		6.0～19.0	2.6957
同 上	新	6.0～19.0	2.6957
		3.0～31.5	3.1689

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 南小河内伊那松島停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡箕輪町大字中箕輪2525番の1地先から 上水内郡箕輪町大字中箕輪2587番の1地先まで	旧	m	km
		5.3～15.0	0.1978
上水内郡箕輪町大字中箕輪2525番の1地先から 上水内郡箕輪町大字中箕輪2587番の1地先まで	新	5.3～15.0	0.1978
上水内郡箕輪町大字中箕輪2673番の1地先から 上水内郡箕輪町大字中箕輪2582番の1地先まで		12.5～22.0	0.3707

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月13日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字上木島字横手2456番の2地先から 下高井郡木島平村大字上木島字横手2452番の4地先まで	旧	m	km
		5.1～20.2	0.1830
同 上	新	7.1～24.3	0.1830

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上越飯山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常郷字中嶋543番の8地先から 飯山市大字照里字北1161番の5地先まで	旧	m	km
		9.7～26.3	0.6050
同 上	新	11.4～26.3	0.6050

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月13日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安 司

- 1 路線名 南小河内伊那松島停車場線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2676番の1地先から
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2582番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年4月13日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

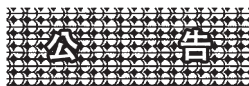
その関係図面は、告示の日から平成27年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年4月13日

長野県北信建設事務所長 荻 野 厚

- 1 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字横手2456番の2地先から
下高井郡木島平村大字上木島字横手2452番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年4月13日
- 2 (1) 路線名 上越飯山線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字常郷字中嶋543番の8地先から
飯山市大字照里字北1161番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年4月13日

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成27年4月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県設計積算システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月24日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 富士通株式会社長野支社
 - (2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 5 随意契約に係る契約金額
81,171,288円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当するため

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年4月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
駒ヶ根都市計画道路 3・5・19号宮田栗林線
- 2 都市計画を定める土地の区域
昭和54年長野県告示第422号の土地の区域うち上伊那郡宮田村の一部を変更する。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、宮田村役場
- 4 縦覧期間
自 平成27年4月13日
至 平成27年4月27日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年4月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
須坂都市計画道路 3・4・4号山田線